

# E i w a N e w s

贈与税の計算方法（平成 27 年 1 月以降）

平成 26 年 9 月  
（ No. 110 ）

平成 27 年 1 月 1 日以後の贈与につきましては、新たな贈与税率が適用されます。

本誌 No. 104 において贈与税の概要についてご紹介しましたが、今回は改めて、来年 1 月以降の贈与税の税率と具体的な計算方法をご紹介いたします。

## I 贈与税の税率

### 1. 概要

暦年課税（「相続時精算課税」を適用しない通常の課税方法）の場合には、直系尊属（父母や祖父母、養父母をいい、兄弟姉妹や配偶者の父母等は含みません）から贈与により財産を取得した 20 歳以上（その年の 1 月 1 日時点）の受贈者については、相続税法に定める一般税率ではなく**特例税率**を適用して贈与税額を計算します。

この特例税率の適用がある財産については「特例贈与財産」といい、特例税率の適用がない財産については「一般贈与財産」といいます。

### 2. 暦年課税

1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間に贈与された財産の価額の合計額から**基礎控除額（110 万円）**を差し引いた金額を下記速算表にあてはめて贈与税を算定します。

1 年間に贈与された財産の合計額が 110 万円以下であれば贈与税は課税されません。

<贈与税の速算表>

基礎控除後の 課税価格	平成 26 年 12 月 31 日まで		平成 27 年 1 月 1 日から					
	税率	控除額	一般贈与財産		特例贈与財産			
			税率	控除額	税率	控除額		
200 万円以下	10%	0 万円	10%	0 万円	10%	0 万円		
300 万円以下	15%	10 万円	15%	10 万円	15%	10 万円		
400 万円以下	20%	25 万円	20%	25 万円				
600 万円以下	30%	65 万円	30%	65 万円	20%	30 万円		
1,000 万円以下	40%	125 万円	40%	125 万円	30%	90 万円		
1,500 万円以下	50%	225 万円	(1,000 万円超)		40%	190 万円		
3,000 万円以下			45%	175 万円	45%	265 万円		
4,500 万円以下			50%	250 万円	(3,000 万円超)		50%	415 万円
4,500 万円超			55%	400 万円	55%	640 万円		

## II 平成 27 年 1 月 1 日以後の暦年課税の計算方法

### 1. 贈与により一般贈与財産又は特例贈与財産のみを取得した場合

#### (1) 一般贈与財産 600 万円を取得した場合

600 万円 - 110 万円 (基礎控除額) = 490 万円 (基礎控除後の課税価格)

490 万円 × 30% - 65 万円 = 820,000 円 (贈与税額)

#### (2) 特例贈与財産 600 万円を取得した場合

600 万円 - 110 万円 (基礎控除額) = 490 万円 (基礎控除後の課税価格)

490 万円 × 20% - 30 万円 = 680,000 円 (贈与税額)

### 2. 贈与により一般贈与財産と特例贈与財産をそれぞれ取得した場合

#### (1) 贈与税額の計算方法

次の①及び②の金額の合計額が贈与税額となります。

① 一般贈与財産に対応する金額 :  $D \times (A / C)$

② 特例贈与財産に対応する金額 :  $E \times (B / C)$

A : 一般贈与財産の価額

B : 特例贈与財産の価額

C : 合計贈与価額 (A + B)

D : 合計贈与価額 C について一般税率を適用して計算した金額

E : 合計贈与価額 C について特例税率を適用して計算した金額

#### (2) 一般贈与財産 150 万円と特例贈与財産 450 万円 (合計 600 万円) を取得した場合

600 万円 - 110 万円 (基礎控除額) = 490 万円 (基礎控除後の課税価格)

##### ① 一般贈与財産に対応する金額

$(490 \text{ 万円} \times 30\% - 65 \text{ 万円}) \times (150 \text{ 万円} / 600 \text{ 万円}) = 205,000 \text{ 円}$

##### ② 特例贈与財産に対応する金額

$(490 \text{ 万円} \times 20\% - 30 \text{ 万円}) \times (450 \text{ 万円} / 600 \text{ 万円}) = 510,000 \text{ 円}$

##### ③ 贈与税額

205,000 円 + 510,000 円 = 715,000 円

---

ご不明な点等がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者にご連絡くださいますよう、  
お願いいたします。